

# 港湾局人材育成推進委員会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 川崎市人材育成基本計画に基づき、港湾局職員の人材育成を推進することを目的として、港湾局人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 川崎市人材育成基本計画に基づく港湾局人材育成計画の策定に関すること。
- (2) 港湾局人材育成計画の実施に関すること。
- (3) 港湾局人材育成計画の推進状況の検証に関すること。
- (4) その他人材育成に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、港湾振興部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は、港湾振興部庶務課長をもって充て、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

## (委員会の招集)

第4条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

## (関係職員の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

## (部会)

第6条 委員会は、人材育成の推進において必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会は委員長が指名する者で構成する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、港湾振興部庶務課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月17日から施行する。

(港湾局人材育成計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 港湾局人材育成計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

港湾経営部長

川崎港管理センター所長

川崎港管理センター副所長

庶務課技術監理担当課長

誘致振興課長

誘致振興課担当課長

経営企画課長

経営企画課担当課長

整備計画課長

港湾管理課長

港営課長

港営課担当課長

整備課長

整備課担当課長

設備課長